

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

建築基準条例の一部改正について

公表日

令和2年6月1日（月）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話046-822-8527（直通）

横 須 賀 市

「建築基準条例の一部改正について」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

令和2年(2020年)4月10日(金) ～ 5月1日(金)まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 1人

意見件数 2件

3 提出方法の内訳

提出方法	人数
直接提出	0人
郵送	0人
ファックス	1人
電子メール	0人
合計	1人

4 意見等の内訳

項目	件数
1 条例改正案の内容	1件
2 その他、意見や要望等	1件
合計	2件

5 提出された意見の概要及び市の考え方

(1) 条例改正案の内容

	意見の概要	件数	市の考え方
1	特殊建築物については、たとえ小規模であっても、火災時等の相当人数の避難の確保のために、敷地内通路を90cmに緩和すべきでない。	1件	建築基準法施行令(以下、「政令」という)の改正では、特殊建築物であっても、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の場合、敷地内通路幅員を90cm確保すれば、避難中の通路での滞留が発生しないことが歩行実験で確かめられています。条例でも同様に避難上支障がないと考えます。

(2) その他、意見や要望等

	意見の概要	件数	市の考え方
1	この条例が改正されると、特にホテル、旅館について、民泊が横須賀市内にも、あちこちでできることを促進しかねない。コロナウィルスの感染防止で、旅行、外国人の入国を規制しようとしている今の時期のこの条例の改正は、それに真っ向から反しているから反対である。	1件	条例改正は、政令の改正と同様に避難規定の合理化を目的としており、特定用途の建築物の整備促進を目的とするものではありません。